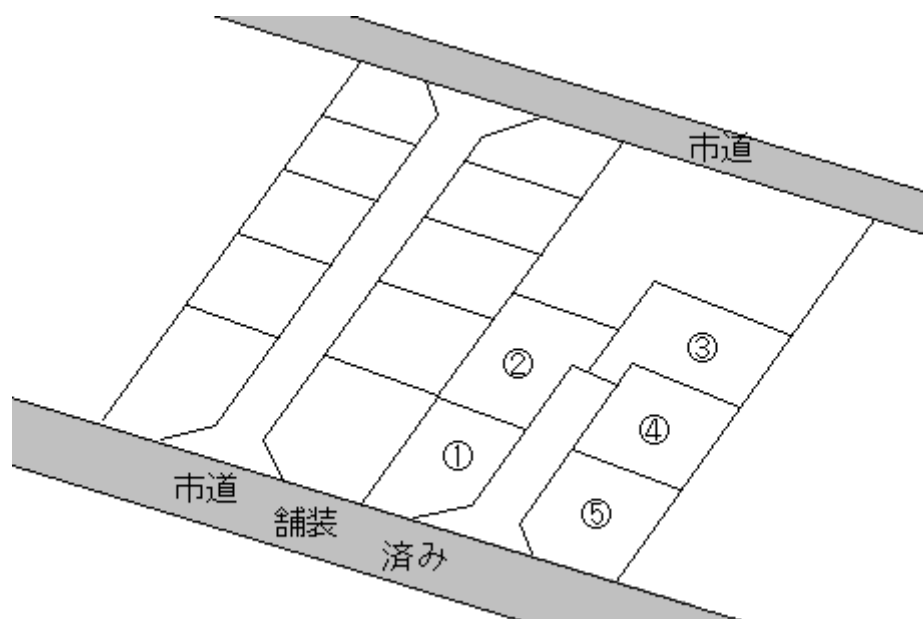


私道整備助成制度

～ ご案内 ～



大 和 市

令和7年4月1日施行

●私道整備助成制度について

皆さんが毎日利用されている道路で、都合により公道にすることができない私道を地元の皆さんで整備しようとする場合、市から工事費の助成をする制度です。

●助成制度の手順

- 1 事前相談（お気軽にご相談ください。）
市担当により、助成対象の道路であるか現地確認する場合があります。
↓
- 2 助成申請（業者見積を添付の上、申請してください。）
↓
- 3 市担当者審査（「大和市私道整備助成要綱」第9条に基づく、申請書の審査をします。）
↓
第9条：裏面参照のこと。
- 4 助成金交付承認通知書による通知（審査結果について通知します。）
↓
- 5 助成額決定通知書による通知（助成金交付額が決まり、工事発注が可能になります。）
↓
- 6 工事着手（着手後、工事着手届を提出してください。）
↓
- 7 工事完成（完成後、工事完了届を提出してください。）
↓
- 8 工事完了検査（市担当者により完了検査を行います。）
↓
- 9 助成金交付請求（市指定請求書により助成金の請求をしてください。）

注意 完了検査後は、地元の皆さんで維持管理を行うこととなります。

●助成の対象となる道路

- 1 幅員が2.75メートル以上であること。
- 2 私道に接する公道が舗装済であること。
- 3 私道が出来てから5年以上経過していること。
- 4 公道から公道に接続していること。
ただし、袋道は5世帯以上の利用があること。
- 5 道路上の権利関係が明確であること。
- 6 過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- 7 排水施設は、接続する公道側の流末に支障をきたさない場合に限る。

●助成の対象となる工事

- 1 アスファルト舗装工事
- 2 コンクリート舗装工事
- 3 側溝布設工事
- 4 雨水管布設工事
- 5 上記の組み合わせ工事

各種規格については、当該要綱に規定するとおりです

提出書類

●助成金交付申請書（第3号様式）

必要事項を記入し、代表人印及び工事請負人印を押印のうえ、必要書類（案内図、平面図、縦断面図、標準横断面図、構造図、公図写し、工事見積書、登記事項要約書等）を添えて提出してください。

●代表人届（第1号様式）

当該工事に関する代表人を1名決めていただき、委任状とともに提出ください。

●委任状

当該私道の土地所有者全員の承諾、隣接土地の所有者および利用者の承諾を得てください。

●工事着手届（第7号様式）

工事着手日から7日以内に工事請負契約書の写しを添えて提出してください。工事は助成額決定通知書の交付を受けた日から20日以内に着手してください。

●工事完了届（第11号様式）

工事完了後7日以内に提出してください。

●請求書（市指定用紙）

工事完了検査合格後、提出してください。請求日より40日以内に助成金を交付します。

● 助成金の額

市で定めた標準設計工事費の、

① 通り抜け道路の場合・・・75%

② 袋道の場合・・・・・・・・・・50%

を助成いたします※

ただし、地下埋設物、ブロック塀などの移設費は、助成の対象にはなりません。

また、見積額が標準工事費に満たない場合は、見積額を標準設計工事費とみなします。

※予算の範囲内に限ります。

● 私道に違反建築や違法行為が確認される場合や、私道の土地所有者、関係者等に市税滞納がある場合は、助成の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

● お問合せ先

まちづくり部 道路整備課

TEL046(260)5406

大和市私道整備助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生活環境の改善と円滑な道路交通を確保するため、公道とすることが困難でありながら一般の通行の用に供されている私道を整備した者に対して予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路及び公法人により道路として一般の交通の用に供されている道路以外の道路をいう。
- (2) 整備 アスファルトコンクリート若しくはセメントコンクリートをもって私道を舗装すること又は側溝若しくは円形管をもって雨水を排除する施設(以下「排水施設」という。)を設置することをいう。
- (3) 土地所有者 私道の土地の所有権を有する者をいう。
- (4) 関係者 私道の土地に接する区画地を所有し、又は利用する者をいう。

(助成の対象)

第3条 この要綱による助成の対象となる私道は、次条に規定する構造の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (ア) 幅員が2.75メートル以上であること。
 - (イ) 私道に接続する公道が舗装済みであること。
 - (ウ) 私道が築造されてから5年以上経過していること。
 - (エ) 公道と公道とを結ぶ道路であること。ただし、袋路状の道路は、5世帯以上の利用があること。
 - (オ) 道路上の権利関係が明確であること。
 - (カ) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- 2 排水施設については、第5条に規定する構造の要件を満たし、接続する公道側の流末に支障をきたさない場合に限る。

(舗装構造)

第4条 第2条第2号の規定による舗装の構造は、原則として、アスファルトコンクリート(開粒度又は再生密粒度13ミリメートル)厚さ5センチメートル及び路盤(RC-40)厚さ15センチメートルによるものとする。ただし、地形上やむを得ない場合は、セメントコンクリート(真空処理円形リング)厚さ15センチメートル及び路盤(RC-40)厚さ15センチメートルによることができる。

(排水施設の構造等)

第5条 排水施設の構造は、原則として、LU形側溝(内法240ミリメートル)又はL形側溝(内法300ミリメートル)によるものとする。ただし、地形上やむを得ない場合は、円形管(内法250ミリメートル)によることができる。

- 2 排水施設に伴う附属施設は、市長が必要であると認めたものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、私道の整備に係る工事(申請者との協議に基づく当該私道に接する公道部分の整備を含む。以下「工事」という。)について、市長が別に定める標準設計工事費単価により算出した額(以下「標準設計工事費」という。)に、通り抜け道路にあっては4分の3を、袋路状道路にあっては2分の1を、それぞれ乗じて得た額とする。ただし、工事に係る見積額が標準設計工事費に満たない場合は、当該見積額を標準設計工事費とみなす。

- 2 工事に伴う附帯工事の費用は、助成の対象としない。

(申請代表人)

第7条 助成金の交付を受けようとする当該私道についての土地所有者及び関係者(以下本条において「土地所有者等」という。)は、工事に関し一切の権限を委任する者を申請代表人(以下「代表人」という。)として選任し、代表人届及び委任状により市長に届け出なければならない。

- 2 土地所有者等は、代表人を変更しようとする場合は、代表人変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第8条 代表人は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 実測平面図
- (3) 縦断面図
- (4) 標準横断面図
- (5) 構造図
- (6) 工事見積書
- (7) 公図写し
- (8) 私道の土地に接する土地全ての登記事項証明書(全部事項証

明書)

- (9) その他市長が必要と認めた書類

(申請書の審査)

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、次に掲げる内容を審査し、交付が適当と認めたものについて、助成金交付承認通知書により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する助成の要件を満たすものであること。
- (2) 前条各号に掲げる書類に不備がないこと。
- (3) 土地所有者等及び代表人に市税等の滞納がないこと。ただし、滞納があっても、既に分割等で納付履行し、又は分割納付誓約書を提出している場合は、この限りではない。

(助成金の決定)

第10条 市長は、前条の規定により通知したものについて助成金の額を決定したときは、代表人に対し助成額決定通知書を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 代表人は、第8条の規定による申請を取り下げようとするときは、申請取下書を市長に提出しなければならない。

(請負人の選定)

第12条 工事を第三者に請け負わせる場合、代表人は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定められた本市の入札参加資格者名簿に登録されている者(登録業種に「土木一式」又は「ほ装一式」として登録認定されているものに限る。)の中から選定しなければならない。

(地下埋設物等)

第13条 地下埋設物、工作物等が、工事に支障をきたすときは、代表人の責任において処理するものとする。

(工事の着手)

第14条 代表人は、第10条の助成額決定通知書の交付を受けた日から20日以内に工事に着手しなければならない。

- 2 代表人は、前項の規定により工事に着手したときは、工事着手届に工事請負契約書の写しを添えて、工事着手日から7日以内に市長に提出しなければならない。

(工事内容等の変更)

第15条 代表人は、助成金交付申請書に記載された内容を変更するときは、あらかじめ、助成金変更交付申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容について審査し、適否を決定した上で助成金変更交付決定通知書により通知するものとする。

(請負人の変更)

第16条 代表人は、工事の請負人を変更するときは、市長と事前に協議し、工事請負人変更届に工事請負契約書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(完了届及び検査)

第17条 代表人は、工事が完了したときは、工事完了届に工事写真を添え、工事を完了した日から7日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する完了届を受理したときは、速やかに当該工事の検査をするものとする。
- 3 市長は、検査の結果が工事の内容に適合しないときは、代表人に対して補修、修繕等必要な是正措置を指示することができる。

(助成金交付時期)

第18条 代表人は、工事の完成検査に合格した後速やかに、別に定める請求書により市長に助成金の交付の請求をしなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理した日から起算して、40日以内に助成金を交付するものとする。

(維持管理)

第19条 整備された私道は、少なくとも10年間存続させ、その維持管理については、当該私道の土地所有者等が行うものとする。

(返還命令)

第20条 市長は、助成金等が不正に使用されたと認められる場合又は虚偽の申請により交付を受けたと認められる場合は、助成金等の全部又は一部の返還を命じることができる。

(様式)

第21条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第22条 この要綱に定められるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (省略)